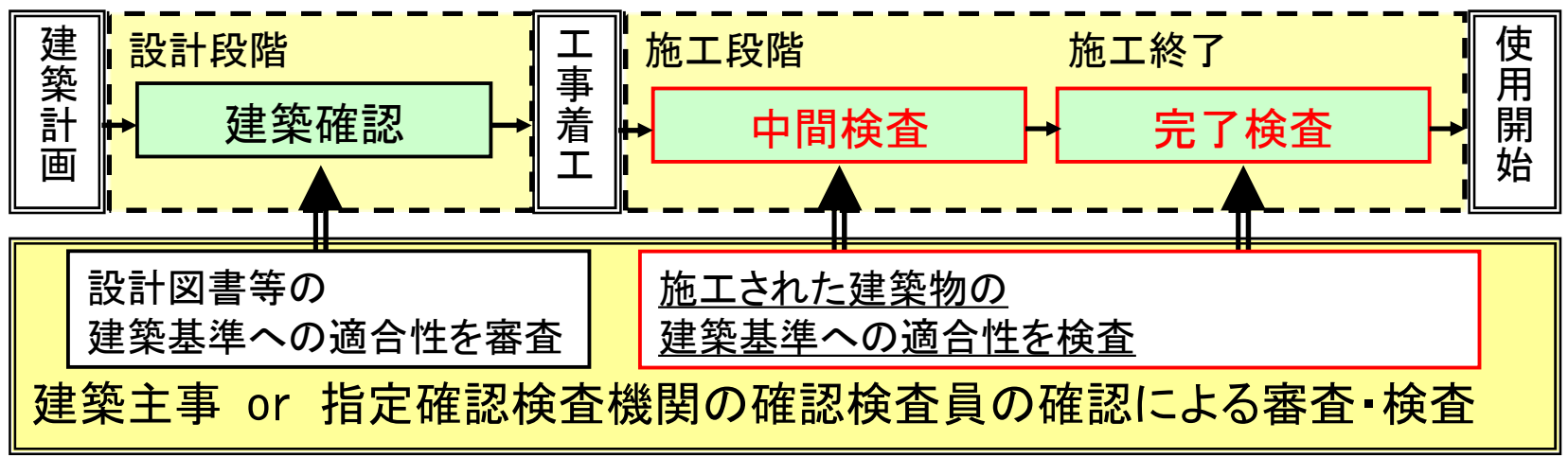


# 制度の概要 建築物の使用までの手続きについて(建築基準法)



## ○建築基準関係規定

### ■ 単体規定【建築物の安全性確保】 (規定)

- 構造(地震等による倒壊の防止).....○構造部材、壁量等
- 防火・避難(火災からの人命の確保) ... ○耐火構造、避難階段等
- 一般構造・設備(衛生・安全の確保) ..... ○採光、階段、給排水設備等

### ■ 集団規定【健全なまちづくり】

- 接道規制(避難・消防等の経路確保).....○敷地と道路の関係
- 用途規制(土地利用の混乱の防止) ..... ○用途地域毎の建築制限
- 形態規制(市街地の環境の維持) ..... ○容積率、斜線制限等

### ■ その他の建築基準関係規定

- バリアフリー法、消防法、都市計画法等の一部の規定等のうち建築物の敷地、構造又は建築設備に係るもの

# 完了検査・中間検査

## ①誰が、いつ、何を、どのように検査等をしているのか

- **誰が** 建築主事又は指定確認検査機関の確認検査員
- **いつ** 特定工程の工事を終えたとき（中間検査）  
及び工事を完了したとき（完了検査）
- **何を** 当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを、確認等に要した図書等と照合※<sup>1</sup>
- **どのように** 書面等の検査と、現地での目視や測定機器の活用、  
設備等の動作確認その他の方法※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 例えば完了検査については、以下について多数ある室・部位ごとにそれぞれ検査を実施

検査項目の例	検査内容の例	検査方法の例
建築物の平面等	間取り、開口部位置・寸法、廊下幅員、階段寸法 等	目視・スケールによる測定等
構造、設備、防火設備、 防火避難規定関係 等	特定防火設備の開閉等、換気・排煙設備の稼働、非常用照明の点灯・照度、昇降機の稼働・安全装置の作動 等	目視・スケールによる測定・設備の稼働状況等の確認等
	防火間仕切壁（小屋裏まで）、内装不燃材、耐火構造、防火区画、避難階段、非常用進入口 等	目視・隠ぺい部等の写真・スケールによる測定・動作確認等
敷地・道路・高さ等	前面道路の位置・幅員や敷地の接道状況、敷地の建物の配置距離、延焼ライン、道路・隣地斜線等の高さ 等	目視・スケールによる測定等

※<sup>2</sup> 例えば完了検査について、戸建住宅などの小規模な建築物の場合、検査者は1人で所要時間30分～1時間程度で検査を行う。大規模な建築物の場合、検査すべき建築物の延べ面積が増えるだけでなく、関係する建築基準関係規定も多くなることから、意匠、構造、設備などそれぞれの分野に分かれ、複数名の検査者で実施し、複数日を要することもある。

（※<sup>1</sup>・<sup>2</sup>のいずれも建築主事等へのヒアリングの結果）